

障害者福祉制度 ～各種制度をご利用ください～

市では、障害のある人もない人も、共に個人として尊重され、社会の一員として支え合いながら生活できる地域社会づくりを目指し、各種制度の充実に努めています。

☎高齢障害課本庁 1階14番窓口 ☎292522 FAX292814、錦市民福祉課 ☎722112 FAX722120

由宇市民福祉課 ☎631113 FAX633427、玖珂市民福祉課 ☎822513 FAX826139

本郷市民福祉課 ☎752582 FAX752366、周東市民福祉課 ☎841113 FAX844386

美川市民福祉課 ☎760311 FAX760863、美和市民福祉課 ☎961700 FAX961712



障害者手帳

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める程度の障害がある人に対して交付され、障害の程度により1級（重度）から6級（軽度）まで区分されます。

●療育手帳

知的機能の発達に障害があり、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対して交付され、障害の程度によりA（重度）、B（中軽度）に区分されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人に対して交付され、障害の程度により、1級（重度）～3級（軽度）まで区分されます。

※障害の程度により、各種福祉サービスが利用できます。

障害者福祉サービスなど（自立支援給付）

障害者福祉サービスの一部を紹介します。

●自立支援医療（更正医療・育成医療・精神通院医療）

心臓手術、人工透析や歯科

矯正の治療をする人、精神疾患の治療を受けるために通院している人に対し、その治療費の一部を助成します。自己負担額は、原則として1割負担ですが、所得に応じて負担上限額が設定されます。

※高齢障害課、総合支所で申請が必要

●補装具費の支給（購入・修理）

身体障害者手帳を持つている人などに対し、障害の種類や程度に応じて、義手、義足、矯正眼鏡、補聴器、車いすなど障害を補う用具の交付や修理を行います。費用は、原則として基準額の1割負担です。

※月額負担上限あり

●日常生活用具給付

身体障害者手帳を持つている人などが自力で生活できるように、障害の種類や程度に応じてストマ用器具、盲人用時計、盲人用体温計、拡大読書器、ファクス、手すり、スロープ、ネブライザー、たん吸引機などの用具を給付します。費用は、原則として基準額の1割負担です。

※月額負担上限あり

●岩国市障害者福祉タクシー利用券

1回の乗車につき500円

割引となる利用券を交付します。

利用券は1回の乗車につき1枚しか使用できません。詳しくは問い合わせてください。対象 次のいずれかの要件を満たす人

①身体障害者手帳の1級～3級を持つている

②療育手帳を持つている

③精神障害者保健福祉手帳を持つている、または精神障害を支給事由とする障害年金の1級を受給している

●市営バス優待乗車証

市営バス優待乗車証を交付します。

対象 次のいずれかの要件を満たす人

①身体障害者手帳の1級～3級を持つている

②療育手帳を持つている

③精神障害者保健福祉手帳の1級を持つている、または精神障害を支給事由とする障害年金の1級を受給している

●居宅介護

居宅で入浴・排せつ・食事などの介護や調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言など、生活全般にわたる援助を行います。

●短期入所

居宅で介護者が病気などのために介護ができない場合、障害者支援施設などで短期間受け入れ、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

●生活介護

障害者支援施設などで、入浴・排せつ・食事などの介護や創作的活動・生産活動の機会の提供などの援助を要する障害者のうち、常時介護を要する人に対して、必要な援助を行います。

●施設入所支援

施設に入所する人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

●就労移行支援・就労継続支援

一般企業などでの就労が困難な人に、働くための知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

●児童発達支援

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

●放課後等デイサービス

就学している障害児に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

障害者相談員

地域の身近な相談員として、障害者福祉についてのさまざまな相談に応じています。

●身体障害者相談員

【敬称略】

氏 名	住 所	連絡先
田邊 誠	中津町二丁目	FAX③④648
村田 俊雄	平田六丁目	☎③①2971
佐々木 甫	昭和町三丁目	☎②②8714
笹川 清	柱島	☎④⑧2243
大中 浩一	御庄三丁目	☎④⑥1568
升本 利雄	川口町一丁目	☎②④2745
柏村 昭二	車町二丁目	☎②①3985
河本紀美子	牛野谷町二丁目	☎③②4682
藤重 典子	中津町一丁目	☎②①3067
川本 絢子	玖珂町	☎⑧②2237
近藤 勲	玖珂町	☎⑧②3481
庄司 明人	錦町広瀬	☎⑦②3029
勢登 隆人	錦町広瀬	☎⑦②2775
田村 益雄	本郷町本郷	☎⑦⑤2054
豊岡とし子	由宇町南五丁目	☎③③2680
山本 光子	美和町佐坂	☎⑨⑥1626
藤田 吉堯	美和町生見	☎⑨⑥1091
藤本 功	周東町西長野	☎⑧④1472
岡本 悟郎	周東町西長野	☎⑧④1521
南 八千代	岩国二丁目	☎④③0094

●知的障害者相談員

【敬称略】

氏 名	住 所	連絡先
重田 裕子	青木町二丁目	☎③⑧1416
吉村 裕美	麻里布町六丁目	☎②②1234
早川 和子	玖珂町	☎⑧②3947
小椋 幹枝	美川町小川	☎⑦⑥0911
栗栖 博之	錦町府谷	☎⑦②2705
前田 民雄	由宇町南五丁目	☎③③3642
中村 勝信	美和町生見	☎⑨⑥1194
安田 智子	周東町上久原	☎⑧④2262

障害者相談支援事業

身体・知的・精神障害者や

その家族に、福祉サービスの情報提供などを行います。また、専門知識を持った職員が

いろいろな相談に応じます。※詳しくは、関係機関へ問い合わせてください。

○岩国市障害者サービスセンター（岩国四丁目2-20）☎④②399 FAX④④0031

○地域生活支援センタートライアングル（横山一丁目12-51）☎④④3244 FAX④④3245

○障害者地域生活支援センターしらかば（室の木町三丁目1-74）☎②⑧750 FAX②⑧2861

○緑風会障害者生活支援センター（由宇町北一丁目5-20）☎③②882 FAX③①134

○障害者支援センターリフレ（玖珂町1887）☎⑧②0018 FAX⑧②5013

○障害者地域生活支援センタープログレス（美和町生見25）☎⑨⑤0500 FAX⑨⑤0562

障害児療育相談支援事業
障害児やその家族に対し、福祉サービスの情報提供、療育相談などを行います。※詳しくは、関係機関へ問い合わせてください。

○相談支援事業所くれよん（平田六丁目18-5）☎③①5237 FAX③①5224

税金の軽減措置・控除
各種障害者手帳を持っている人は、税金の軽減措置や控除を受けられる場合があります。※詳しくは、関係機関へ問い合わせてください。

○自動車税の減免（岩国県税事務所）☎②⑨1502

○自動車取得税の減免（山口県税事務所自動車税課）☎⑧③3922-7691

○軽自動車税の減免（課税課）☎②⑨5053、総合支所

○所得税の控除（岩国税務署）☎②②0111

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

○住民税の控除（課税課）

税金の軽減措置・控除

各種障害者手帳を持っている人は、税金の軽減措置や控除を受けられる場合があります。※詳しくは、関係機関へ問い合わせてください。

○自動車税の減免（岩国県税事務所）☎②⑨1502

○自動車取得税の減免（山口県税事務所自動車税課）☎⑧③3922-7691

○軽自動車税の減免（課税課）☎②⑨5053、総合支所

○所得税の控除（岩国税務署）☎②②0111

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

○住民税の控除（課税課）

各種手当制度

☎②⑨5054、総合支所

障害者（児）の福祉の増進を目的に、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、心身障害児福祉手当などの制度があります。

公共料金などの割引
●有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳Aを持っている人は、有料道路料金が半額に割引されます（ETC利用時も適用）。※高齢障害課、総合支所で手続きが必要です。

●携帯電話料金の割引
携帯電話の加入者が各種障害者手帳を持っている場合は、携帯電話料金が割引されます。※詳しくは、携帯電話会社へ問い合わせてください。

●運賃割引制度
各種障害者手帳を持っている人が公共交通機関（鉄道、飛行機、バス、船舶、タクシーなど）を利用する場合、運賃が割引される場合があります。※手帳の種類・種別・等級によって、割引が利用できる交通機関が異なりますので、詳しくは関係機関へ問い合わせてください。

その他の制度
●eメール119番
聴覚・言語障害の身体障害者手帳を持っている人は、携帯電話からeメールで消防署に通報できます。※詳しくは、高齢障害課へ問い合わせてください。

そのほか、自動車運転免許取得・自動車改造の助成、要約筆記者・手話通訳者の派遣などのサービスも行っています。※詳しくは高齢障害課、総合支所へ問い合わせてください。

○住民税の控除（課税課）

○自動車税の減免（岩国県税事務所）☎②⑨1502

○自動車取得税の減免（山口県税事務所自動車税課）☎⑧③3922-7691

○軽自動車税の減免（課税課）☎②⑨5053、総合支所

○所得税の控除（岩国税務署）☎②②0111

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

○住民税の控除（課税課）

○障害者地域生活支援センターしらかば（室の木町三丁目1-74）☎②⑧750 FAX②⑧2861